

令和5年度(2023年度)外国人介護人材受入研修事業実施要綱

1 事業の目的

外国人介護人材の受入を検討する社会福祉法人や介護サービス施設・事業所等の理解を促進するため、外国人介護人材の受入に係る各制度の仕組みや受入に当たっての具体的な留意点等を網羅した内容のセミナー（オンライン研修）を実施することにより、外国人介護人材について適切な受入を図る。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

4 委託期間

委託契約締結日から委託業務を実施する事業者の提案書における研修終了日の30日後又は令和6年(2024年)3月31日のいずれか早い日まで

5 委託業務の概要

受託者は、研修を企画・運営する。

- (1) 研修の日程の設定
- (2) 研修の内容の企画及び講師の選定
- (3) 研修開催案内の作成、発送
- (4) 受講申込の受付
- (5) 研修で使用する資料、アンケート等の作成
- (6) 研修当日の運営
- (7) アンケート等のとりまとめ
- (8) 研修実施後の実績報告書の作成
- (9) その他研修の実施上必要な事項

6 業務内容

受託者は、次のとおり研修を実施すること。

- (1) 研修対象者
外国人介護人材の受入を検討する社会福祉法人等の役員や介護サービス施設・事業所の管理者等
- (2) 開催方法
インターネットを活用したオンラインでの研修開催とすること。
- (3) 開催回数
全8回
- (4) 定員
各回 約60名
- (5) 研修内容
次のアからエまでの制度の趣旨、手続、受入の現状・課題等及びオについて、外国人介護人材の受入を行っている介護サービス施設・事業所等並びに留学生の受入を行っている指定介護福祉士養成施設の取組、外国の送出機関等について最新の状況等を踏まえた研修内容とすること。
なお、アからエまでの扱いについては偏りがないよう十分留意すること。
ア 在留資格「介護」
イ 外国人技能実習制度
ウ EPA（経済連携協定）

エ 在留資格「特定技能1号」

オ 介護サービス施設・事業所等における外国人介護人材受入に当たっての労働環境整備及び日本人介護職員の外国人介護人材との適切なコミュニケーション方法

(6) 研修講師

講師は、(5)に精通した者を、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして複数人選定すること。

なお、外国人介護人材の受入経験のある道内介護サービス施設・事業所の担当者を1名以上含むこと。

(7) その他

企画・運営等に係る詳細については、道と協議の上、執り進めること。

7 報告書の作成

(1) 研修での配布資料

(2) 参加者一覧表

(3) アンケート

(4) アンケート結果及びその分析（回答のあったアンケート個票を添付）

8 成果物の提出

紙媒体1部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

9 その他

委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上定めるものとする。